

第6回投資等WG(2月12日)での  
氏家氏提案事項に対する権利者団体・放送事業者のスタンス

氏家氏の提案	映像コンテンツ権利処理機構 aRma (映像実演)	日本芸能実演家団体協議会 (レコード実演)	日本レコード協会 (レコード製作者)	日本放送協会	民放在京キー局5社
<b>簡素な権利処理</b> ・報酬請求権化 ・許諾の推定 ・同時配信等の放送みなし 関連法令：著作権法	<b>映像実演の 報酬請求権化は不要</b> (出演時の契約及び現行の 包括契約等で対応可能) (注1)	<b>条件つき賛成</b> (注2)	<b>報酬請求権化は不要</b> (現行の包括契約で 対応可能) (注3)	<b>賛成</b>	同時配信等の 放送みなしについて <b>賛成</b>
<b>拡大集中許諾制度の 導入</b> 関連法令：著作権法、 著作権等管理事業法	<b>賛成</b> ただし、露出コントロー ルの重要性に十分に留意 すること。	<b>賛成</b> (注4)	<b>検討賛成</b>	<b>賛成</b> 原作等の集中管理率の 低さが課題	<b>賛成</b>
<b>裁定制度の改善</b> 関連法令：著作権法、 著作権法施行令	<b>賛成</b> 不明権利者探索に要す る所要時間短縮、手続簡 略化等	レコードでの使用実績 ほぼなし	<b>検討賛成</b>	<b>賛成</b> (注5)	<b>賛成</b> 効果は限定的
<b>放送局と権利者の契 約に標準約款を導入</b>	民放との間で協約は必要	<b>不要</b> (現行の包括契約で 対応可能)	<b>不要</b> (現行の包括契約で 対応可能)	<b>導入済</b> (権利者団体等との間で ネット配信を含めた標準 的な契約もしくは協定を締 結済み)	<b>不要</b> 出演交渉の柔軟性が失 われる恐れ
<b>ローカル局への権利 処理支援</b>	<b>ARMsの活用により 対応可能</b>	<b>現行の包括契約で 対応可能</b>	<b>現行の包括契約で 対応可能</b>		<b>賛成</b>

(注1)ただし同時配信については、今後本格化していく中で、現行制度上での対応が困難な事実が確認された場合には、法定許諾や強制許諾制度の導入を検討することに反対しない。

(注2)条件：放送の同時配信だけでなく、広くウェブキャストについて制度的な手当てを講じること。具体的な制度設計は、権利行使の実効性や実演家の衡平な対価獲得に十分留意して行うこと。

(注3)ドイツではレコード製作者は放送権が与えられておらず(実演芸術家への報酬請求権)、許諾の推定とは無関係である。同時配信の放送みなしは個々の条文ごとに適否を判断すべき。

(注4)ただし、その他ウェブキャスト(AbemaTV等)について、制度整備を含め、集中管理体制を構築することが必要。

(注5)賛成だが、最終的には不明権利者の課題解決のためには拡大集中許諾制度の導入が必要。